



追加版①

南会津町

新型コロナウイルス感染症に関する 支援制度ガイドブック

(令和2年7月22日)



●生活支援に関すること

子育て応援おもいやり給付金	3
排水対策費給付金（※対象を拡充）	3
南会津町修学支援応援給付金	4
南会津町っ子応援給付金	4
町立学校での情報機器・通信ネットワーク環境の整備	5
みなみあいづオンライン就活支援事業	5
やまびこライン診療事業	6
ステイホーム・ドクター事業	6
エールの交換プロジェクト	7

●猶予・減免に関すること

上下水道料金の減免（※対象を拡充）	7
-------------------	---

●休業補償に関すること

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金	8
母性健康管理措置による休暇取得支援助成金	8

●資金繰りに関すること

家賃支援給付金	9
緊急経済対策応援給付金	9

●観光分野に関すること・その他

南会津に泊まって応援キャンペーン事業	10
特産品購買支援事業	10
町有施設での感染防止対策強化	11


支援制度①	子育て応援おもいやり給付金	
支援内容	給付金	
対象者	「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象外となる児童手当の特例給付対象者など	
制度概要	●対象者に、給付金を支給します。	
	給付金額	対象児童1人につき 1万円
	対象児童	令和2年6月30日時点で保護者が南会津町に住所を持ち、以下のいずれかを満たす児童 (1) 令和2年4月分の児童手当の特例給付が支給される児童（令和2年3月31日までに生まれた0歳から中学生までの児童） (2) 令和2年4月1日から6月30日までに生まれた児童
	給付期間	1回限り
	申請方法	申請書を期限内に提出してください。 ※申請書は、町ホームページからダウンロードすることができます。
	申請期限	令和2年11月27日
その他	公務員の方は、職場から児童手当受給者であることの証明を受ける必要があります。	
問合せ	・南会津町 健康福祉課 子育て支援係 電話：0241-62-6170	

支援制度②	排水対策費給付金（※対象を拡充）	
支援内容	給付金	
対象者	要件を満たす下水道以外の浄化槽や汲み取り式トイレを使用されている方	
制度概要	●下記に該当する方を対象に、給付金を支給します。	
	給付要件	以下のいずれかを満たす方 ①町税の徴収猶予を受けた方 ②国民健康保険税の減免を受けた方（拡充） ③介護保険料の猶予・減免を受けた方（拡充） ④町営住宅使用料の減免を受けた方（拡充） ⑤新型コロナウイルス感染症の影響で、町営住宅へ一時入居された方（拡充） ⑥町緊急経済対策事業に関わる下記の給付金や補助金を受給した事業者（拡充） （緊急経済対策応援給付金、商業等持続化緊急対策事業補助金）
	給付金額	令和2年4月から9月までの6カ月間の下水道基本使用料と同額の給付金を支給します。 給付金額：下水道基本使用料 2,090円×6カ月＝ 12,540円
問合せ	・南会津町 環境水道課 下水道係 電話：0241-62-6140 ・館岩総合支所振興課 環境水道係 電話：0241-78-3335 ・伊南総合支所振興課 環境水道係 電話：0241-76-7717 ・南郷総合支所振興課 環境水道係 電話：0241-72-2114	

支援制度③	南会津町修学支援応援給付金	
支援内容	給付金	
対象者	要件を満たす大学生など	
制度概要	●要件を満たす大学生などを対象に、修学の継続を支援するため、給付金を支給します。	
	給付金額	対象学生1人につき 3万円
	給付期間	1回限り
	給付要件	以下のすべてを満たす大学生など (1) 南会津町立小・中学校に在籍または卒業したこと (2) 令和2年7月1日時点で、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専門学校、予備校のいずれかに在籍していること (3) 高等専門学校に在籍している場合は、第4学年または第5学年であること (4) 2親等以内の親族が、町の住民基本台帳に記載されていること
	申請方法	申請書に必要書類を添付し、期限内に提出してください。 ※申請書は、町ホームページからダウンロードすることができます。 ※メールで申請が可能です（メールアドレス：ouenkyufu@minamiaizu.org）。
その他	・対象学生本人による申請が必要です。 ・学生本人名義の口座に給付します。	
問合せ	・南会津町 学校教育課 学校係 電話：0241-62-6300	

支援制度④	南会津町っ子応援給付金	
支援内容	給付金	
対象者	要件を満たす高校生などを持つ保護者または親権者	
制度概要	●要件を満たす高校生などを持つ保護者または親権者を対象に、給付金を支給します。	
	給付金額	対象学生1人につき 1万円
	給付期間	1回限り
	給付要件	以下のすべてを満たす高校生など (1) 南会津町立小・中学校に在籍または卒業したこと (2) 令和2年7月1日時点で、高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のいずれかに在籍していること (3) 高等学校または高等専門学校に在籍している場合は、第2学年または第3学年であること (4) 保護者または親権者が、町の住民基本台帳に記載されていること
	申請方法	申請書に必要書類を添付し、期限内に提出してください。 ※申請書は、保護者または親権者宛に郵送しています。
その他	・保護者または親権者による申請が必要です。 ・保護者または親権者名義の口座に給付します。	
問合せ	・南会津町 学校教育課 学校係 電話：0241-62-6300	

支援制度⑤	町立学校での情報機器・通信ネットワーク環境の整備
支援内容	文部科学省「GIGAスクール構想」に基づき、災害や感染症が発生した緊急の場合でも、子どもたちの学びを保障する環境整備
対象者	町立小・中学校の児童・生徒および教員
制度概要	●子どもたちの学びを保障するため、下記を整備します。
	整備内容 (1) 専用情報端末の導入 町立小・中学校の児童・生徒および教員に対して、遠隔授業などにも対応できる専用情報端末を導入する。 (2) 町立小・中学校のネットワーク環境を整備 町立小・中学校全校のネットワーク環境を強化し、情報通信技術を活用した緊急時にも対応できる教育環境を構築する。
問合せ	・南会津町 学校教育課 学校係 電話：0241-62-6300

支援制度⑥	みなみあいづオンライン就活支援事業	
支援内容	若者の地元就職を支援するためのウェブサイトの開設とオンラインでの企業説明会の実施	
対象者	高校生、新規学卒者、一般求職者など	
制度概要	●新型コロナウイルス感染症の影響により、合同企業説明会などの開催が困難な場合でも、職業選択手段を提供できる体制を強化します。	
	サイト概要	(1) 南会津郡内の各事業所に関する情報を掲載 (2) 動画配信サイトを通じた事業所紹介 (3) 高校生のみならず、新規学卒者や一般求職者向けの情報も併記
	URL	https://minami-aizu.localinfo.jp/ 右記のQRコードから簡単にアクセスできます！ 
	その他	【主催】南会津町・下郷町・只見町 【共催】ハローワーク南会津 ※郡内の高等学校と事業所をオンラインでつなぎ、テレビ会議方式での企業説明会を開催します。
問合せ	・南会津町 商工観光課 雇用対策係 電話：0241-62-6200	

支援制度⑦	やまびこライン診療事業				
支援内容	オンラインによる診療や服薬指導を推進				
対象者	町内の医療機関や薬局、タクシー事業者など				
制度概要	<p>●オンラインによる診療や服薬指導を通じ、新しい診療体制を構築します。</p> <table border="1"> <tr> <td>メリット</td> <td> (1) オンラインによる診療と服薬指導を経て、受診者の自宅に薬が届く、安全・安心かつ利便性の高い仕組みを構築 (2) 感染予防の観点から、医療機関や薬局、受診者の負担を軽減 </td> </tr> <tr> <td>制度運営</td> <td> (1) 町内医療機関（歯科医院を除く）向け ・オンライン診療に必要な機器などの導入経費を支援します。 ・オンライン診療は、対面診療と比較して減収となることから、診療報酬の差額も併せて支援します。 (2) 町内薬局（大手ドラッグストアを除く）向け ・オンライン服薬指導に必要な機器などの導入経費や対象者に薬を届けるためのタクシー手配などに関わる経費などを支援します。 (3) タクシー事業者向け ・受診者に薬を届けた実績に応じて、配達経費を支援します。 </td> </tr> </table>	メリット	(1) オンラインによる診療と服薬指導を経て、受診者の自宅に薬が届く、安全・安心かつ利便性の高い仕組みを構築 (2) 感染予防の観点から、医療機関や薬局、受診者の負担を軽減	制度運営	(1) 町内医療機関（歯科医院を除く）向け ・オンライン診療に必要な機器などの導入経費を支援します。 ・オンライン診療は、対面診療と比較して減収となることから、診療報酬の差額も併せて支援します。 (2) 町内薬局（大手ドラッグストアを除く）向け ・オンライン服薬指導に必要な機器などの導入経費や対象者に薬を届けるためのタクシー手配などに関わる経費などを支援します。 (3) タクシー事業者向け ・受診者に薬を届けた実績に応じて、配達経費を支援します。
メリット	(1) オンラインによる診療と服薬指導を経て、受診者の自宅に薬が届く、安全・安心かつ利便性の高い仕組みを構築 (2) 感染予防の観点から、医療機関や薬局、受診者の負担を軽減				
制度運営	(1) 町内医療機関（歯科医院を除く）向け ・オンライン診療に必要な機器などの導入経費を支援します。 ・オンライン診療は、対面診療と比較して減収となることから、診療報酬の差額も併せて支援します。 (2) 町内薬局（大手ドラッグストアを除く）向け ・オンライン服薬指導に必要な機器などの導入経費や対象者に薬を届けるためのタクシー手配などに関わる経費などを支援します。 (3) タクシー事業者向け ・受診者に薬を届けた実績に応じて、配達経費を支援します。				
問合せ	・南会津町 健康福祉課 健康増進係 電話：0241-62-6180				

支援制度⑧	ステイホーム・ドクター事業						
支援内容	オンラインによる医療相談を推進						
対象者	働く世代や子育て世代を中心としたすべての町民						
制度概要	<p>●安全安心に医療相談が行えるよう、オンラインによる医療相談体制を構築します。</p> <table border="1"> <tr> <td>メリット</td> <td> (1) 24時間365日いつでもオンライン医療相談が可能 (2) 常時、専門医が対応 (3) 幅広い科目に対応（12科目） ※内科、小児科、皮膚科、整形外科、耳鼻科、精神科、がん診療科、泌尿器科、眼科、外科、産婦人科、その他 </td> </tr> <tr> <td>相談形態</td> <td> (1) テレビ電話相談 事前予約が必要で、15分間の時間制となる。 (2) チャット相談 科目を選択し、相談内容を入力すると、専門医からの返信が届く。写真を添付した相談にも対応している。 </td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>スマートフォン専用アプリまたはウェブ上での会員登録が必要です。</td> </tr> </table>	メリット	(1) 24時間365日いつでもオンライン医療相談が可能 (2) 常時、専門医が対応 (3) 幅広い科目に対応（12科目） ※内科、小児科、皮膚科、整形外科、耳鼻科、精神科、がん診療科、泌尿器科、眼科、外科、産婦人科、その他	相談形態	(1) テレビ電話相談 事前予約が必要で、15分間の時間制となる。 (2) チャット相談 科目を選択し、相談内容を入力すると、専門医からの返信が届く。写真を添付した相談にも対応している。	利用方法	スマートフォン専用アプリまたはウェブ上での会員登録が必要です。
メリット	(1) 24時間365日いつでもオンライン医療相談が可能 (2) 常時、専門医が対応 (3) 幅広い科目に対応（12科目） ※内科、小児科、皮膚科、整形外科、耳鼻科、精神科、がん診療科、泌尿器科、眼科、外科、産婦人科、その他						
相談形態	(1) テレビ電話相談 事前予約が必要で、15分間の時間制となる。 (2) チャット相談 科目を選択し、相談内容を入力すると、専門医からの返信が届く。写真を添付した相談にも対応している。						
利用方法	スマートフォン専用アプリまたはウェブ上での会員登録が必要です。						
問合せ	・南会津町 健康福祉課 健康増進係 電話：0241-62-6180						

支援制度⑨	エールの交換プロジェクト		
支援内容	感染症予防の最前線で活躍される方々と、業績が悪化する町内飲食店を応援するため、エール券を発行		
対象者	町内の医療・介護・保育従事者		
制度概要	<p>●町内の医療・介護・保育従事者に町内飲食店でエール券をご利用いただき、エールの交換を促し、「心」と「経済」の活性化につなげます。</p> <table border="1"> <tr> <td>エール券概要</td> <td> (1) 町内の医療・介護・保育各施設に従事する職員全員を対象に、エール券を発行 (2) エール券は、町内飲食店でのみ使用可能 (3) 店内での飲食、出前、仕出しなど幅広く使用可能 </td> </tr> </table>	エール券概要	(1) 町内の医療・介護・保育各施設に従事する職員全員を対象に、エール券を発行 (2) エール券は、町内飲食店でのみ使用可能 (3) 店内での飲食、出前、仕出しなど幅広く使用可能
エール券概要	(1) 町内の医療・介護・保育各施設に従事する職員全員を対象に、エール券を発行 (2) エール券は、町内飲食店でのみ使用可能 (3) 店内での飲食、出前、仕出しなど幅広く使用可能		
問合せ	・南会津町 健康福祉課 介護保険係 電話：0241-62-5050		

支援制度⑩	上下水道料金の減免（※対象を拡充）						
支援内容	料金の減免						
対象者	要件を満たす方						
制度概要	<p>●下記に該当する方を対象に、上下水道基本料金を減免します。</p> <table border="1"> <tr> <td>減免要件</td> <td> 以下のいずれかを満たす方 ①町税の徴収猶予を受けた方 ②国民健康保険税の減免を受けた方（拡充） ③介護保険料の猶予・減免を受けた方（拡充） ④町営住宅使用料の減免を受けた方（拡充） ⑤新型コロナウイルス感染症の影響で、町営住宅へ一時入居された方（拡充） ⑥町緊急経済対策事業に関わる下記の給付金や補助金を受給した事業者（拡充） （緊急経済対策応援給付金、商業等持続化緊急対策事業補助金） </td> </tr> <tr> <td>減免期間</td> <td>令和2年4月から9月までの6カ月間の上下水道基本料金を対象とします。</td> </tr> <tr> <td>減免内容</td> <td> ①水道料金（1カ月あたり）：水道メーターの口径で料金が異なります。 13・20mm：2,200円、25mm：2,970円、30mm：4,070円、40mm：6,050円、50mm：9,020円、75mm：12,980円 ②下水道使用料（1カ月あたり）：2,090円 ※ともに超過料金は減免されません。 </td> </tr> </table>	減免要件	以下のいずれかを満たす方 ①町税の徴収猶予を受けた方 ②国民健康保険税の減免を受けた方（拡充） ③介護保険料の猶予・減免を受けた方（拡充） ④町営住宅使用料の減免を受けた方（拡充） ⑤新型コロナウイルス感染症の影響で、町営住宅へ一時入居された方（拡充） ⑥町緊急経済対策事業に関わる下記の給付金や補助金を受給した事業者（拡充） （緊急経済対策応援給付金、商業等持続化緊急対策事業補助金）	減免期間	令和2年4月から9月までの6カ月間の上下水道基本料金を対象とします。	減免内容	①水道料金（1カ月あたり）：水道メーターの口径で料金が異なります。 13・20mm：2,200円、25mm：2,970円、30mm：4,070円、40mm：6,050円、50mm：9,020円、75mm：12,980円 ②下水道使用料（1カ月あたり）：2,090円 ※ともに超過料金は減免されません。
減免要件	以下のいずれかを満たす方 ①町税の徴収猶予を受けた方 ②国民健康保険税の減免を受けた方（拡充） ③介護保険料の猶予・減免を受けた方（拡充） ④町営住宅使用料の減免を受けた方（拡充） ⑤新型コロナウイルス感染症の影響で、町営住宅へ一時入居された方（拡充） ⑥町緊急経済対策事業に関わる下記の給付金や補助金を受給した事業者（拡充） （緊急経済対策応援給付金、商業等持続化緊急対策事業補助金）						
減免期間	令和2年4月から9月までの6カ月間の上下水道基本料金を対象とします。						
減免内容	①水道料金（1カ月あたり）：水道メーターの口径で料金が異なります。 13・20mm：2,200円、25mm：2,970円、30mm：4,070円、40mm：6,050円、50mm：9,020円、75mm：12,980円 ②下水道使用料（1カ月あたり）：2,090円 ※ともに超過料金は減免されません。						
問合せ	・南会津町 環境水道課 業務係 電話：0241-62-6140 ・館岩総合支所振興課 環境水道係 電話：0241-78-3335 ・伊南総合支所振興課 環境水道係 電話：0241-76-7717 ・南郷総合支所振興課 環境水道係 電話：0241-72-2114						

支援制度①	福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金						
支援内容	給付金						
対象者	県内の中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者など						
制度概要	<p>●「新しい生活様式」への対応に向け対策を講じた県内事業者を対象に、給付金が支払われます。</p> <table border="1"> <tr> <td>交付要件</td> <td>以下のすべてを満たす県内事業者であること (1) 令和2年4月期または5月期の売上高が、対前年同月比50%以上減少したことにより、国の持続化給付金を受給している、または受給する要件を満たしていること (2) 国が示した「新しい生活様式」への対応など、感染防止対策を講じていること (3) 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を受給していないこと (4) 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の対象施設でないこと</td> </tr> <tr> <td>給付額</td> <td>一律1.0万円</td> </tr> <tr> <td>申請期限</td> <td>令和2年9月30日</td> </tr> </table>	交付要件	以下のすべてを満たす県内事業者であること (1) 令和2年4月期または5月期の売上高が、対前年同月比50%以上減少したことにより、国の持続化給付金を受給している、または受給する要件を満たしていること (2) 国が示した「新しい生活様式」への対応など、感染防止対策を講じていること (3) 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を受給していないこと (4) 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の対象施設でないこと	給付額	一律1.0万円	申請期限	令和2年9月30日
交付要件	以下のすべてを満たす県内事業者であること (1) 令和2年4月期または5月期の売上高が、対前年同月比50%以上減少したことにより、国の持続化給付金を受給している、または受給する要件を満たしていること (2) 国が示した「新しい生活様式」への対応など、感染防止対策を講じていること (3) 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を受給していないこと (4) 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の対象施設でないこと						
給付額	一律1.0万円						
申請期限	令和2年9月30日						
問合せ	・福島県休業協力金コールセンター 電話：024-521-8575						

支援制度②	母性健康管理措置による休暇取得支援助成金						
支援内容	助成金						
対象者	正規雇用・非正規雇用を問わず、妊娠中の女性労働者に有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主						
制度概要	<p>●要件を満たす事業主を対象に、給付金が支払われます。</p> <table border="1"> <tr> <td>助成要件</td> <td>以下のすべてを満たす事業主であること (1) 令和2年5月7日から9月30日までの間に、新型コロナウイルス感染症に関わる母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備していること (2) 上記(1)の休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容と合わせて、労働者に周知していること (3) 上記(1)の休暇制度に基づき、令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に、女性労働者に5日以上休暇を取得させていること</td> </tr> <tr> <td>助成額</td> <td>有給休暇5日以上20日未満の対象労働者1人あたり2.5万円とし、以降20日ごとに1.5万円を加算（上限：10.0万円） ※1事業所あたり、20人までを対象に助成します。</td> </tr> <tr> <td>申請期限</td> <td>令和3年2月28日</td> </tr> </table>	助成要件	以下のすべてを満たす事業主であること (1) 令和2年5月7日から9月30日までの間に、新型コロナウイルス感染症に関わる母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備していること (2) 上記(1)の休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容と合わせて、労働者に周知していること (3) 上記(1)の休暇制度に基づき、令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に、女性労働者に5日以上休暇を取得させていること	助成額	有給休暇5日以上20日未満の対象労働者1人あたり2.5万円とし、以降20日ごとに1.5万円を加算（上限：10.0万円） ※1事業所あたり、20人までを対象に助成します。	申請期限	令和3年2月28日
助成要件	以下のすべてを満たす事業主であること (1) 令和2年5月7日から9月30日までの間に、新型コロナウイルス感染症に関わる母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備していること (2) 上記(1)の休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容と合わせて、労働者に周知していること (3) 上記(1)の休暇制度に基づき、令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に、女性労働者に5日以上休暇を取得させていること						
助成額	有給休暇5日以上20日未満の対象労働者1人あたり2.5万円とし、以降20日ごとに1.5万円を加算（上限：10.0万円） ※1事業所あたり、20人までを対象に助成します。						
申請期限	令和3年2月28日						
問合せ	・福島労働局 雇用環境・均等室 電話：024-536-4609						

支援制度①	家賃支援給付金						
支援内容	給付金						
対象者	国が発令した5月の緊急事態宣言の延長などにより、経営に支障が生じた事業者						
制度概要	<p>●経営に支障が生じた事業者を対象に、給付金が支払われます。</p> <table border="1"> <tr> <td>給付要件</td> <td>以下のすべてを満たす事業者であること (1) 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者であること（医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象とする） (2) 令和2年5月から12月までの売上高を対象に、いずれか1カ月で対前年同月比50%以上減少している、または連続するいずれか3カ月の合計が対前年同期比30%以上減少していること (3) 自らの事業のために占有する土地または建物の賃料を支払っていること</td> </tr> <tr> <td>給付額</td> <td>法人の場合：最大600万円 個人事業者の場合：最大300万円</td> </tr> <tr> <td>算定方法</td> <td>直近1カ月の月額賃料に基づき、計算した給付額の6倍 ※給付額の計算方法については、お問い合わせください。</td> </tr> </table>	給付要件	以下のすべてを満たす事業者であること (1) 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者であること（医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象とする） (2) 令和2年5月から12月までの売上高を対象に、いずれか1カ月で対前年同月比50%以上減少している、または連続するいずれか3カ月の合計が対前年同期比30%以上減少していること (3) 自らの事業のために占有する土地または建物の賃料を支払っていること	給付額	法人の場合：最大600万円 個人事業者の場合：最大300万円	算定方法	直近1カ月の月額賃料に基づき、計算した給付額の6倍 ※給付額の計算方法については、お問い合わせください。
給付要件	以下のすべてを満たす事業者であること (1) 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者であること（医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象とする） (2) 令和2年5月から12月までの売上高を対象に、いずれか1カ月で対前年同月比50%以上減少している、または連続するいずれか3カ月の合計が対前年同期比30%以上減少していること (3) 自らの事業のために占有する土地または建物の賃料を支払っていること						
給付額	法人の場合：最大600万円 個人事業者の場合：最大300万円						
算定方法	直近1カ月の月額賃料に基づき、計算した給付額の6倍 ※給付額の計算方法については、お問い合わせください。						
問合せ	・家賃支援給付金コールセンター 電話：0120-653-930 ※回線が混み合い、つながりにくい場合は、下記までお問い合わせください。 ・南会津町 緊急経済対策応援給付金専用窓口 電話：0570-05-6733 ・南会津町商工会 電話：0241-62-0329						

支援制度②	緊急経済対策応援給付金												
支援内容	給付金												
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障が生じた町内事業者												
制度概要	<p>●経営に支障が生じた町内事業者を対象に、給付金を支給します。</p> <table border="1"> <tr> <td>給付対象</td> <td>町内に店舗などを有する個人事業主（個人農家を除く）や中小企業者（農業法人、医療法人、NPO法人を含む）</td> </tr> <tr> <td>給付要件</td> <td>以下を満たす町内事業者であること 令和2年3月から8月までのいずれかの月で、売上高が対前年同月比20%以上減少していること</td> </tr> <tr> <td>給付額</td> <td>一律1.0万円</td> </tr> <tr> <td>給付の加算措置</td> <td>以下を満たす町内事業者には、給付金を加算します。 (1) 売上高の減少が50%以上で、従業員（1～4人）を常時雇用している場合 2.0万円を加算 (2) 売上高の減少が50%以上で、従業員（5人以上）を常時雇用している場合 4.0万円を加算</td> </tr> <tr> <td>従業員の定義</td> <td>事業主や家族従業員、会社役員を除きます。</td> </tr> <tr> <td>申請期限</td> <td>令和2年9月30日</td> </tr> </table>	給付対象	町内に店舗などを有する個人事業主（個人農家を除く）や中小企業者（農業法人、医療法人、NPO法人を含む）	給付要件	以下を満たす町内事業者であること 令和2年3月から8月までのいずれかの月で、売上高が対前年同月比20%以上減少していること	給付額	一律1.0万円	給付の加算措置	以下を満たす町内事業者には、給付金を加算します。 (1) 売上高の減少が50%以上で、従業員（1～4人）を常時雇用している場合 2.0万円を加算 (2) 売上高の減少が50%以上で、従業員（5人以上）を常時雇用している場合 4.0万円を加算	従業員の定義	事業主や家族従業員、会社役員を除きます。	申請期限	令和2年9月30日
給付対象	町内に店舗などを有する個人事業主（個人農家を除く）や中小企業者（農業法人、医療法人、NPO法人を含む）												
給付要件	以下を満たす町内事業者であること 令和2年3月から8月までのいずれかの月で、売上高が対前年同月比20%以上減少していること												
給付額	一律1.0万円												
給付の加算措置	以下を満たす町内事業者には、給付金を加算します。 (1) 売上高の減少が50%以上で、従業員（1～4人）を常時雇用している場合 2.0万円を加算 (2) 売上高の減少が50%以上で、従業員（5人以上）を常時雇用している場合 4.0万円を加算												
従業員の定義	事業主や家族従業員、会社役員を除きます。												
申請期限	令和2年9月30日												
問合せ	・南会津町 緊急経済対策応援給付金専用窓口 電話：0570-05-6733												

支援制度①	南会津に泊まって応援キャンペーン事業	
支援内容	町内対象施設で利用できる宿泊割引券やクーポン券を発行	
対象者	町内対象宿泊施設利用者	
制度概要	●町内対象宿泊施設利用者を対象に、宿泊割引券やクーポン券を発行します。	
	助成内容	(1) 宿泊割引券：1泊あたり2,000円（1人あたり2連泊まで適用） 文字通り宿泊施設で利用できます。 (2) クーポン券：1泊あたり2,000円（1人あたり2連泊まで適用） 500円のクーポン券を計4枚発行します。町内の飲食店や小売店など、対象施設で利用できます。 ※宿泊割引券、クーポン券ともに5,000泊分を予算化
	利用期限	(1) 宿泊割引券：令和2年8月1日から11月30日まで (2) クーポン券：令和2年8月1日から12月2日まで
	利用方法	町内宿泊施設へ宿泊予約をいただいた方（先着順）に宿泊割引券を郵送します。 クーポン券については、宿泊施設で直接配付します。
	その他	利用期限を定めていますが、助成上限の5,000泊分に達し次第終了となりますので、ご了承ください。
問合せ	・南会津町 商工観光課 観光交流係 電話：0241-62-6200 ・南会津町観光物産協会 電話：0241-62-3000	

支援制度②	特産品購買支援事業	
支援内容	町特産品が購入できるECサイトの開設と送料などの助成	
対象者	町内の特産品製造者および販売者など	
制度概要	●ECサイトを通じて、消費が落ち込んでいる町特産品の販売促進と地域外消費の回復を目指します。	
	ECサイトの定義	ECサイトとは、自社の商品やサービスを販売するウェブサイトを目指す言葉です。
	サイト概要	町がショッピングモール形式のECサイトを開設し、町内事業者が自ら出店し、商品を販売する仕組みを構築します。
	オープン予定	令和2年9月中のオープンを予定しています。
	その他	・ECサイトへ出店を希望される方は、南会津町観光物産協会までお問い合わせください。 ・ECサイトの周知と浸透を目的として、ECサイト開設当初に商品の送料などを助成します。
問合せ	・南会津町 商工観光課 観光交流係 電話：0241-62-6200 ・南会津町観光物産協会 電話：0241-62-3000	

支援制度③	町有施設での感染防止対策強化
支援内容	感染防止対策のために、必要な機器・備品を導入
対象施設	災害時の指定緊急避難場所、南会津町図書館
制度概要	●専用機器や備品を導入し、充実した感染防止体制を構築します。
	制度概要
問合せ	・南会津町 住民生活課 消防交通係 電話：0241-62-6120 ・南会津町図書館 電話：0241-62-5522

【町民の皆さまへのお願い】

この度、新型コロナウイルス感染症に関する追加の支援制度をまとめたガイドブックを発行する運びとなりました。

令和2年5月27日に発行した「南会津町新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック」と一緒に保管してください。



互いを思いやり、
人と自然がやさしさに包まれた、
安心と信頼のまち

**新型コロナウイルス感染症に関する
支援制度ガイドブック【追加版①】**

令和2年7月22日発行

編集発行 / 南会津町 総合政策課 広報情報係

〒967-0004 南会津町田島字後原甲 3531 番地 1

電話 0241-62-6210 FAX 0241-62-1288
